

国際公会計基準審議会（IPSASB）コンサルテーション文書 「IPSASB 戦略及び作業計画案 2019年－2023年」の解説

元IPSASBボードメンバー／公認会計士 伊澤 賢司
IPSASBテクニカル・アドバイザー／公認会計士 露谷 竹生

1. はじめに

2018年2月に公表されたコンサルテーション文書「IPSASB戦略及び作業計画案 2019年－2023年」¹（以下、新中期計画案という）の内容について解説を行う。

国際公会計基準審議会（IPSASB）の基準開発作業は、各国の利害関係者の意見を反映した中期計画（戦略及び作業計画）に基づいて行われている。

現行の中期計画²は、2015年9月に公表され、2015年から2019年を計画範囲としている。また、IPSASBが初めてコンサルテーション文書による意見公募を経て策定した中期計画である。当該中期計画に基づく各プロジェクトは、これまでに、いずれも完了又は着手済みとなっている。

IPSASBは、新しく2019年から2023年にかけての中期的な戦略及び作業計画である新中期計画案を2018年2月³に公表し、改めて各国利害関係者の意見を募ることとした。コメントの提出期限は2018年6月15日である。

2. 戦略目的

下の表は、戦略目的を新旧で比較するものである。

現行の中期計画	新中期計画案
公共財政管理及びナレッジを、以下により、発生主義IPSASの採用増加を通じて世界的に強化する。 <ul style="list-style-type: none">高品質の公的部門の財務報告基準の開発公的部門にかかるその他の公表物の開発IPSAS及びその採用の便益の認知度の向上	発生主義IPSASの適用を増すことで世界的に公共財政管理（PFM）を強化する。以下の二つの主要な活動分野を通じてそれは達成されるが、その両方が公益を焦点としている。 <ul style="list-style-type: none">公的部門に向けたIPSAS及びその他の高品質な財務報告ガイダンスの開発IPSAS及び発生主義採用の便益の認知度を高める

¹ [IPSASB Proposed Strategy and Work Plan 2019-2023 | IFAC](#)

² [The IPSASB's Strategy for 2015 Forward: Leading through Change | IFAC](#)

³ 新中期計画案表紙には2018年1月公表と記載されているが、実際は2月1日に公表。

新中期計画案の戦略目的の案文は、現行の中期計画の戦略目的を受け継ぎ、公共財政管理（PFM）の強化に焦点を当てている。IPSASBの考える広義のPFMとは、「公的サービスの成果の効率的かつ有効な提供を可能にし、かつその提供に影響を及ぼす、公的部門の主体の内部と外部の両方に向けた、財務的な資源を計画し、指図し、コントロールする制度」をいう⁴。IPSASの適用国が増えれば、それだけ各国政府の財政の透明性が増し、適切な意思決定が可能になる、というのがIPSASBの信念である。

上記戦略の後半にある「IPSAS 及び発生主義採用の便益の認知度を高める」とは、IPSAS 適用国を増やすための普及啓発活動である。IPSASB は近年の適用国・地域 の急増に自信を深めており、さらに国際基準としての地位を強固にすることを目指し、普及啓発活動を非常に重視している。

3. 戦略上のテーマ

新中期計画案では、戦略目的を達成するために行うプロジェクト等の作業計画を、次の五つのテーマのいずれかに基づくものとすることを提案している。

戦略テーマ	テーマの分類
テーマ A	公的部門固有の論点に関する基準を設定
テーマ B	IFRS とのコンバージェンスの維持
テーマ C	利用者のより広範な財務報告ニーズを満たすガイダンスの開発
テーマ D	IPSAS の採用と適用の推進
テーマ E	PFM の強化における発生主義の便益の啓蒙

テーマ A～C は、戦略目的の「公的部門に向けた IPSAS 及びその他の高品質な財務報告ガイダンスの開発」に対応し、基準書その他ガイダンスの開発とメンテナンスを行う。

テーマ D と E は「IPSAS 及び発生主義採用の便益の認知度を高める」に対応し、普及啓発に向けた各種の説明を行うことになる。

現行の中期計画では、公的部門固有のニーズに対応することと、現行 IPSAS の維持を行うことが作業計画の目標として掲げられているが、新中期計画案のようなテーマ区分は明確には設けられていない。

⁴ 新中期計画案 5 ページより引用

“Public Financial Management (PFM), in its broadest sense, is the system by which financial resources are planned, directed, and controlled, both externally to and internally within the public sector entity, to enable and influence the efficient and effective delivery of public service outcomes.”

4. 新規プロジェクトの選定規準

新規プロジェクト候補の選定にあたり、新中期計画案では、四つの判断規準を設けて、優先して実施すべきプロジェクトを選んだ。

現行の中期計画	新中期計画案
① 公的部門にとっての重要性	① 幅広い影響
② 論点の緊急性	② 結果
③ 既存基準では扱っていないこと	③ 喫緊性
④ IFRS とのコンバージェンス	④ 技術面及び資源に関し考慮すべき点
⑤ 政府財政統計（GFS）との整合性	

- ① 幅広い影響：公的部門の主体に幅広く関係する論点か否かである。現行の中期計画では①に相当する。
- ② 結果：論点を放置することで、説明責任・意思決定目的のために有用・透明な情報を提供するという財務諸表の能力を毀損するか否かである。
- ③ 喫緊性：最近重要性を増しており、短期間に検討を必要とする論点か否かである。現行の中期計画では②に相当する。
- ④ 技術面及び資源に関し考慮すべき点：技術的に健全な解決策を、IPSASB が利用可能な資源（スタッフ、資金等）を用いて合理的な期間内に開発することができるか否かである。

5. 新規プロジェクトの候補

(1) 天然資源（Natural Resources）（テーマ A）

資源国と呼ばれる国々にとって、天然資源の認識と測定は重要な会計上の論点である。本プロジェクトの対象とする天然資源は、石油、石炭、天然ガス、各種鉱物等の採掘資源だけでなく、水、電波、生物も含む幅広いものである。天然資源の採掘権や利用権の付与も対象範囲となる。

(2) 割引率（Discount Rates）（テーマ A）

政府の保有する長期資産や長期負債に関する割引率は、世界的な低金利環境が長引く中、一部の関係者の懸念材料となっている。マイナス金利等の低金利環境は、財政状態計算書上で貨幣の時間的価値を適切に反映せず、意思決定に役立たないという意見である。本プロジェクトは、現行の「公的部門の測定」プロジェクトと連携し、現行基準における割引率の根拠や一貫性を検討することになる。

(3) 異なる報告体系（Differential Reporting）（テーマ A）

本プロジェクトは、中小規模の公的部門の主体向けの会計基準を開発するもので、各国利害関係者からの採択要望が最も強い。単純な取引しか行わない中小規模の主

体には、IPSAS のフル適用は荷が重すぎるため、適用の障害となっていることがニーズの理由である。実際にプロジェクトを進める上では、簡素な基準を認めるメリットと、説明責任の観点とのバランスが重要である。

(4) 概念フレームワークの限定的な見直し (テーマ A)

2014 年 10 月に公表した「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」は、IPSASB の新基準策定時や現行基準の改定時に参照すべき基礎を示すものである。

当該フレームワークは、IASB の概念フレームワークとは異なる独自の文書であるが、一部で 2014 年当時の IASB の概念フレームワークを参照している。IASB のフレームワークが改訂されたので、その変更点を IPSASB の概念フレームワークにも反映すべきかを検討する必要がある。

また、IPSASB 概念フレームワークの第 5 章（財務諸表の構成要素）及び第 6 章（認識）は、まだ各 IPSAS に反映されていないため、この機会に合わせて反映する作業を行うことが提案されている。

(5) セグメント別報告 (テーマ B)

現行の IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」は、IAS 第 14 号「セグメント別報告」に基づいて開発され、2002 年に公表された。その後 IAS 第 14 号は廃止され、IFRS 第 8 号「事業セグメント」に置き換わっているため、IFRS とのコンバージェンスの観点から基準修正の検討が必要となっている。また、IPSAS の利用者からは、IPSAS 第 18 号の品質や有用性に関する懸念が提起されている。

(6) 優先順位の低いプロジェクト候補

新中期計画案の付録 A は、優先順位は低いが主要なプロジェクトと判断したプロジェクト候補の要旨である。

IPSASB は、これらのプロジェクト候補の中に、(1)から(5)で説明した五つのプロジェクト候補よりも優先すべきものがあるか、その場合にはどのプロジェクト候補の優先順位を下げるべきかについて、関係者の意見を求めている。

また、2020 年ごろに中間的なコンサルテーションを実施して、テーマ C に基づくプロジェクトを一つは追加したいと考えている。

付録 A に記載されているプロジェクト候補一覧

テーマ A	<ul style="list-style-type: none"> • 公的部門固有の無形資産 • 軍事資産 • ソブリン・パワー及び財務報告への影響 • タックス・エクスペンディチャーの会計処理 • 資産除去債務 • IPSAS 第 22 号「一般政府セクターの財務情報の開示」
テーマ B	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」 • IPSAS 第 20 号「関連当事者についての開示」 • IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」 • IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」 • IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」 • IFRS 第 17 号「保険契約」 • IAS 第 34 号「期中財務報告」
テーマ C	<ul style="list-style-type: none"> • RPG 第 1 号「主体の財政の長期持続可能性報告」の修正 • IASB イニシアティブ—財務報告におけるより適切なコミュニケーション • 公的部門の主要な財務業績指標の定義 • 公的部門の原価計算に関するガイダンス • 統合報告<IR> • 企業報告に関する対話 • グローバル・レポーティング・イニシアティブ

6. 今後の検討予定

2018 年 6 月 15 日のコメント期限後、IPSASB の会議では、2 回続けて本件を検討する予定である。

	予定・実績
2018 年 2 月	新中期計画案公表
2018 年 6 月 15 日	コメント募集期限
2018 年 9 月	IPSASB 会議：寄せられたコメントのレビュー
2018 年 12 月	IPSASB 会議：新中期計画の承認
2019 年 1 月	新中期計画の公表・発効

以 上